

## 第37回鶴ヶ島産業まつり開催要領

### 1 目的

本市の産業を地域住民へ広くPRするとともに、市の特産品・商品の展示や即売などを行い、地域住民とのコミュニケーションと地域産業の活性化を図ることを目的とする。

### 2 主催

鶴ヶ島産業まつり実行委員会

### 3 共催

鶴ヶ島市、鶴ヶ島市商工会、いるま野農業協同組合鶴ヶ島支店

### 4 開催日（雨天決行）

令和4年11月12日（土） 午前10時～午後4時

11月13日（日） 午前10時～午後4時

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催中止となる場合があります。

### 5 会場

鶴ヶ島市運動公園

### 6 事業内容

#### (1) 市の特産品・商品の展示及び即売

- ・地元農産物の販売
- ・市内事業者などによる出店（飲食物の販売、各種商品の販売など）
- ・国内物産展（国内交流会）
- ・その他

#### (2) 他団体による事業（産業まつりに参加し、団体独自に事業を実施）

- ・交通安全フェア、防犯フェアなど
- ・その他団体の事業

### 7 新型コロナウイルス感染症対策

#### (1) ステージイベントの中止（市内団体のダンス・ライブなど）

#### (2) 休憩スペース内の机撤去（椅子のみ設置）

#### (3) アルコール類の提供禁止（試飲も禁止。持ち帰り用の販売は可）

#### (4) 出店者のコロナ対策（マスク着用や体調管理などブース運営では自主的に対策を講じること）

#### (5) その他（来場者へのマスク着用の呼びかけ、アルコール消毒液の設置、安全計画の策定など）

※新型コロナウイルス感染症の状況により、一部対策を変更する場合がございます。

### 8 出店の参加申込、費用負担など

#### (1) 出店者は、市内に事業所を有する者又は実行委員会が認めた者で、出店規約「別紙」を遵守することを誓約した者とし、産業まつりの目的を達成するため自社製品PRなどを中心とした参加とする。

※埼玉県暴力団排除条例（H23.8.1施行）により、暴力団関係者の出店を認めません。暴力団員でないことの確認のため、条例第21条第2項の規定に基づき、暴力団員であるか否かについて警察本部長等に情報の提供を求める場合がある。

#### (2) 出店希望者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、9月21日（水）までに商工会又は農協に提出する。なお、申込みは先着順とする。

#### (3) 申込者は、名義を第三者に貸与することはできないものとする。

#### (4) 出店者は、別表1に定めた小間代等を負担する。

(5) 出店及び看板装飾

出店場所は、間口約5.4m×奥行約3.6mとし、商品等は、出店場所内で販売等を行うものとし、看板装飾については、出店者の任意により各自用意する。

(6) 出店物の搬入及び搬出

搬入時間は、次のとおりとする。

- ・ 11月11日（金） 午後1時から午後6時
- ・ 11月12日（土） 午前7時から午前9時30分
- ・ 11月13日（日） 午前7時から午前9時30分

搬出は、最終日の午後4時30分以降を基本とし、本部より指示があつてから搬出する。なお、出品物のうち貴重品は、原則として日々持ち帰ることとする。

9 運動公園使用上の注意

出店者は、次の注意事項を遵守すること。違反者に対しては、実行委員会として即時退去などの措置を求める場合がある。

(使用上の注意)

- ・ 駐車場内においての盗難及び事故に対しては、一切責任を負わない。
- ・ 既設工作物に損傷を与えた場合については、自己の負担において速やかに原形復旧すること。
- ・ 即売品については、全商品特別奉仕価格により即売すること。
- ・ 会場内の指定する給水設備を使用すること。
- ・ 出品物に対して主催者側は善良なる管理に努めるが、不可抗力による損害については、その責任を負わない。
- ・ 火気使用については、十分注意し、責任を持って処理すること。
- ・ 会場の清掃については、各日まつり終了後直ちに自店付近の清掃を行い、ごみは各自持ち帰るものとする。
- ・ 残飯、使用済油等については、特に注意し、責任を持って処理すること。

10 宣伝広告

宣伝広告は、広報への掲載等その他の方法により行う。

11 運営及び経費

- (1) 産業まつりの運営は、鶴ヶ島産業まつり実行委員会が行う。
- (2) 産業まつりの経費は、補助金、負担金、協賛金等の収入をもってあて、会場経費については、実行委員会が負担する。

12 事務局

鶴ヶ島市商工会 電話049-287-1255

いるま野農業協同組合鶴ヶ島支店 電話049-285-0176

鶴ヶ島市役所市民生活部産業振興課 電話049-271-1111（内線232）

別表1 小間代等の負担金

	金額	摘要
小間代	13,000円/小間	商工会、JA
	15,000円/小間	市内非営利団体
	22,000円/小間	商工会（市外業者）
机	2,000円/個	
椅子	500円/個	
電気設備	5,000円/回路	